

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年8月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、日本風力エネルギー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福井県あわら市の沖合
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出力 : 最大350,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 5月18日
環境大臣意見受理	令和3年 7月29日
経済産業大臣意見	令和3年 8月 2日

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、今後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成 30 年法律第 89 号)に基づく、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という)の指定に係る検討状況等を踏まえ、環境影響評価図書等の公開情報の収集、促進区域内及びその周辺の他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほかに、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響手続を実施すること。特に、想定区域に隣接する地域では、自然再生推進法

(平成14年法律第148号)に基づく自然再生事業が実施されていることから、北潟湖自然再生協議会と協議・調整を十分に行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(5)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(6)最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)鳥類に対する影響

想定区域が隣接している陸域には、ガン類及びカモ類の集団渡来地として指定されている国指定片野鴨池鳥獣保護区があり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオオワシ、オジロワシ等の生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ガン類、カモ類、ハクチョウ類及びサシバ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 海生生物に対する影響

想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年 4 月 環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場等の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場の改変を回避又は極力低減するとともに、環境保全措置を講ずることにより藻場等及び海生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された越前加賀海岸国定公園が位置し、同国定公園の利用施設計画に位置づけられた「波松園地」や「吉崎浜地線道路(車道)」等の主要な眺望点が存在するとともに、長距離自然歩道「中部北陸自然歩道」沿いに連続的に眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該自然公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。